

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、清掃員として就労していた。

請求人によると、会社施設内の作業場において、集積したゴミを一般廃棄物と産業廃棄物と有価物に分別する作業を長時間にわたって中腰姿勢により行ったため、腰を痛めたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Cクリニックに受診し、「腰痛症」（以下「本件疾病」という。）と診断され、その後、平成〇年〇月〇日、D診療所に受診し、同じく本件疾病と診断された。

本件は、請求人が療養補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。

請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人(両者を併せて以下「請求人ら」という。)は、長時間にわたって前かがみの状態での作業が相当な負担となり、本件疾病を発症した旨主張している。

(2) ところで、腰痛に係る業務上外の判断に当たっては、労働省(現:厚生労働省)労働基準局長が「業務上腰痛の認定基準等について」(昭和51年10月16日付け基発第750号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。

請求人の申述を踏まえると、請求人の腰痛は、その発症状況から非災害性であることは明らかであることから、認定基準が定める「災害性の原因によらない腰痛」として業務上の事由によるものと判断できるか否かについて検討すると、次のとおりである。

(3) 請求人の作業態様について、請求人は、廃棄物の重量は9割程度が10kg未満の重さである旨述べている。また、請求人らは、分別作業は全て作業台などを使用せず、直接、床に置いて行っており、1日の労働時間の大半は、上体を前に倒した中腰の状態であった旨述べている。一方、会社関係者によれば、袋の一つ一つはそれほど重いものではなく、重い物をずっと運ぶような仕事ではない旨述べるとともに、仕分けの際に、中腰の姿勢になることもあるが、仕分けたものを運ぶため常に歩き回っており、ずっと中腰で仕分けを行う作業ではない旨述べている。

当審査会としては、請求人が、中腰でかがんだ状態での分別作業を行っていたことは認められるものの、分別作業中に姿勢を変えるスペースは確保されており、また、請求人が分別した物を所定の管理場所に運んだり、休憩や立ち止

まったりする時間もあつたことを考慮すると、認定基準に定める腰部に負担のかかる業務に継続して従事していたとは認められないものと判断する。

- (4) 請求人の本件疾病の発症原因について、E医師及びF医師は、それぞれの意見書において、業務との関連を示唆する意見を述べているものの、同見解は、請求人の業務が認定基準に定める腰部に負担のかかる作業態様であつたことを前提としているものと推認されるところであり、請求人が従事した業務については上記判断のとおりであることから、これらの意見を採用することはできない。

この点、G医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付意見書において、「勤務状況は認定基準に該当せず、X線、MR I画像上、ともに異常所見なし。MR I上、背筋、腸腰（筋）も量的に大で、損傷を示す所見なし。業務によって生じた腰痛であると認める根拠はない。」と述べており、H医師も、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「請求人の画像所見及び医療機関の見解から、請求人に発症した腰痛は、器質的病変がないので、運動能力や業務の習熟度等の請求人側の要因による機能的症候であると判断される。請求人の腰痛発症に関連した作業は、前屈位のみが強えられる作業ではなく、腰の屈伸や姿勢の変換は可能な状況であり、本件疾病と業務との相当因果関係はない。」と述べており、当審査会としても、請求人の作業態様を踏まえた判断といえるG医師及びH医師の所見が妥当であると判断する。

- (5) したがって、請求人の本件疾病は、決定書理由に説示のとおり、認定基準の要件を満たしているとはいえず、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

- (6) なお、請求人のそのほかの主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であつて、これを取り消すべき理由はない。

よつて主文のとおり裁決する。